

# 優良補修・改修工法等評価事業 評価料等規程

平成 18 年 12 月 7 日 制定  
平成 30 年 3 月 29 日 最終改訂

(趣旨)

第1条 この規定は、優良補修・改修工法等評価事業にかかわる評価料等について、必要な事項を定めるものである。

(申込料)

第2条 申込料は、新規申込案件 1 件あたり 50,000 円（「税抜き」。以下、金額は全て税抜きで表示。）とする。

(評価料)

第3条 評価料の金額は、評価項目数に応じ以下の通りとする。ただし、専門委員会の開催は、原則として 3 回とするが 4 回以上（専門委員会が開催の必要があると判断した場合に限る）の場合、1 開催ごとに 75,000 円を加算するものとする。

- 一 評価項目が 1 項目の場合 500,000 円
  - 二 評価項目が複数の場合 1 項目追加するごとに 300,000 円
- 2 更新の評価料の金額は、評価項目に応じ以下の通りとする。ただし、専門委員会の開催は、原則として 1 回とするが 2 回以上（専門委員会が開催の必要があると判断した場合に限る）の場合、1 開催ごとに 25,000 円を加算するものとする。
- 一 評価項目が 1 項目の場合 150,000 円
  - 二 評価項目が複数の場合 1 項目追加するごとに 90,000 円
- 3 前 2 項の他以下の各号のものについては、依頼者が別途負担するものとする。
- 一 現場調査等を行う場合の委員及び BELCA 役職員の旅費・宿泊費等
  - 二 その他評価を行う上で特に必要となる経費
- 4 工法等の軽微な変更等による評価の評価料の金額は、その都度定めるものとする。

(評価書の納付)

第4条 事務局は、評価書を交付するにあたっては、評価料の納付を確認して行うものとする。

(納入された評価料等)

第5条 依頼者が一旦納入した申込金及び評価料は原則として返却しない。

(附則) この規程は平成 18 年 12 月 7 日より施行する。

(附則) この規程は平成 27 年 1 月 23 日より施行する。

(附則) この規程は平成 29 年 7 月 10 日より施行する。

(附則) この規程は平成 30 年 3 月 29 日より施行する。